

# 選手移籍に関する規定【内規】

京都府小学生バレーボール連盟

(公益財団法人) 日本バレーボール協会制定の「競技者及び役員倫理規定」より

## 2. 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた諸規定や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレイの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

## 3. 禁止事項

- (9) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を超える金品を授受すること。

(公益財団法人) 日本バレーボール協会制定の「チーム加盟及び選手登録規定」より

第21条 前籍加盟チームの代表者は、チームの構成員から移籍の申し出等があった場合は、迅速に対応しなければならない。

- 2 在籍するチームのIDに変更が生じた場合、移籍とみなす。
- 3 在籍するチームの代表者がチームへの移籍のための抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2ヶ月を経過した時点で、自動的に抹消が承認される。
- 4 他のチームに移籍したものは、前項の規定に関わらず同一年度内に元のチームへの再加入はできない。
- 5 移籍したJVA選手が出場可能となる期日については、各種別で定める規定によるものとする。

京都府小学生バレーボール連盟として、次のように「選手移籍に関する規定(内規)」を定める。

## [趣 旨]

1. 上記の規定に準じ、選手個人の活動の保障と不当な移籍を防止するために以下の規定を定める。

[対 象]

2. 京都府小学生バレーボール連盟登録団体に個人登録をする小学生選手。

[規 定]

3. 選手の移籍については、JVA 倫理規定や登録規定に準ずる。
4. 移籍してきた選手を登録する場合は、「移籍選手報告書」の提出を義務付ける。
5. 移籍した選手の大会参加は、移籍後、1大会を経た場合に可能とする。ここでいう大会とは、「全日本バレーボール小学生大会」「全京都小学生バレーボール大会」「京都府選手権大会」「新人大会」の4つの大会とする。年度を越えての移籍の場合においても、大会参加の条件を適用する。
6. 住所変更など止むを得ない事情により所属団体より他の団体に移籍するときは、上記の規定を受けない場合がある。特例処置は倫理委員会で決定する。

[懲 罰]

7. 規定に反した場合や倫理委員会が趣旨に反することと認めた場合、選手の登録や大会参加に規制を加えることがある。また、団体の責任者に対しても規制を加えることができるものとする。

[付 則]

8. この規定は、平成23年12月1日より適用する。
9. この規定は、令和2年6月30日より「日本小学生バレーボール連盟登録規定」の変更に伴い、廃止とする。